

## 大気常時測定局の移設について

### 1 大気常時監視について

大気汚染防止法第 22 条の常時監視で都道府県知事は、大気の汚染の状況を監視しなければならないこと及びその結果を環境大臣に報告しなければならないことが規定されています。

測定局の数及び配置については、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に定められており、局数においては算定基準があります。一方、配置においては各自治体が地域の特性や実情に応じて設置することと定められています。

事務処理基準に基づき、本市の必要測定局数を算定したところ、2 局以上の設置が必要です。現在、本市では一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）を 3 局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）を 1 局配置していますが、これは住民の生活環境の保全に配慮した環境監視体制の充実や、環境基本計画に掲げている本市独自の環境目標の達成状況を確認するために配置されたものです（別紙 1）。

### 2 測定局配置状況

本市が配置する測定局は、それぞれの地点において連続的に測定を行い、周辺地域の大气環境の継続的な把握を行っています。また、移動観測車は、現在、吹田市立博物館敷地内で測定を行っています。測定局及び移動観測車の設置場所は下記のとおりであり、別紙 1 のとおり、本市南部地域に重点的に配置されています。

本市の大气環境は、昭和 40 年台後半から昭和 60 年台にかけて、環境基準値を超過する状況にありました。特に、本市南部地域は、昭和 49 年に公害健康被害補償法により、気管支ぜん息等の疾病が多発している地域として、国から第一種地域（別紙 2）に指定され、大気の状態を詳細に把握する必要があったと推察されます。

現在、可住地面積基準でみた測定領域（以下、「測定領域」という。）は、市中央部が測定領域範囲外となっているため（別紙 3）、平成 25 年 6 月から、移動観測車を吹田市立博物館敷地内に配置し、市内全域の効率的な大气環境の把握に努めています。

#### <一般局>

- (1) 吹田市川園局 住所：南高浜町 33-1（以下、「川園局」という。）
- (2) 吹田市垂水局 住所：豊津町 3-32-50（以下、「垂水局」という。）
- (3) 吹田市北消防署局 住所：藤白台 1-1-50（以下、「北消防署局」という。）

#### <自排局>

- ・ 吹田簡易裁判所局 住所：寿町 1-5-5（以下、「簡裁局」という。）

#### <移動観測車>

- ・ そよかぜ号 現在の配置場所：（吹田市立博物館敷地内）岸部北 4-10-1

### 3 測定局の移設について

#### (1) 移動観測車の廃止

移動観測車は、全国的に大気汚染が問題となっていた昭和 47 年に市内各地域における大規模開発や自動車交通による大気汚染の影響を把握するため導入されました。以来、高速道路近傍の大气環境や工事に伴う短期的な大気汚染の把握を行ってきま

した。しかし、下記の理由により、移動観測車はその役割を終えたと考えられることから、移動観測車の廃止を検討しています。

なお、大阪府下において、本市以外で移動観測車を保有している市町村はありません。

ア 吹田市環境まちづくり影響評価条例の制定により、環境影響評価に基づき事業者自らが大気環境を測定し、シミュレーションによりその影響を科学的に把握することができるようになった。

イ 環境まちづくりガイドラインにより、事業者による環境負荷の小さい機械等の導入が促進されてきた。

ウ 移動観測車及び観測車内の測定機器は、共に老朽化しており更新時期を迎えているが、観測車及び測定機器の更新費用は、総計 5,000 万円程度必要となる。

## (2) 吹田市健康被害補償制度の廃止

昭和 63 年に本市南部地域の公害健康補償法における国の地域指定が解除され、その後本市独自の健康被害補償制度を実施してきました。しかし、平成 27 年 3 月 31 日をもって、本市の健康被害補償制度が廃止されました。

以上、移動観測車の廃止により市中央部の一部が測定領域範囲外となりますが、健康被害補償制度の廃止に伴いこれまで重点的に配置していた南部の測定局 1 局を市中央部に移設することで、測定領域範囲外の部分を補うことができ、より効率的な監視体制を構築することができます。

## 4 移設局の選定及び候補地

### (1) 移設局の選定

自排局の簡裁局については、道路沿道における自動車排ガスの影響を調査するため、国道 479 号線（内環状線）及び府道 14 号線（十三高槻線）の交差点近傍に設置しています。十三高槻線整備事業が進められていることから、今後も同地点において継続して監視する必要があります。

一般局の垂水局及び川園局については、代表的な大気汚染物質である浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）に関し、これまでの測定データと比較すると、概ね同程度で推移しています（別紙 4）。また、垂水局の測定値は全体的に川園局よりも若干高い傾向があることから、環境測定濃度の小さい川園局を移設することが望ましいと考えます。

また、測定局舎を新設する場合と現有の測定局舎のコンテナを活用し、移設する場合を比較検討したところ、移設した方が費用は抑えられることから、局舎を移設することとします。

### (2) 移設候補地

移設先の条件としては、一般環境大気の測定局であり自動車排ガスの影響を受けにくい場所であること、新たに用地確保するより公共施設の敷地を利用することが望ましいこと、電源の確保及び通信用ケーブルを敷設しやすいことが挙げられます。これらを考慮した結果、吹田市立高野台中学校が最適であり候補地として協議を進めます。

## 5 移設後の監視体制

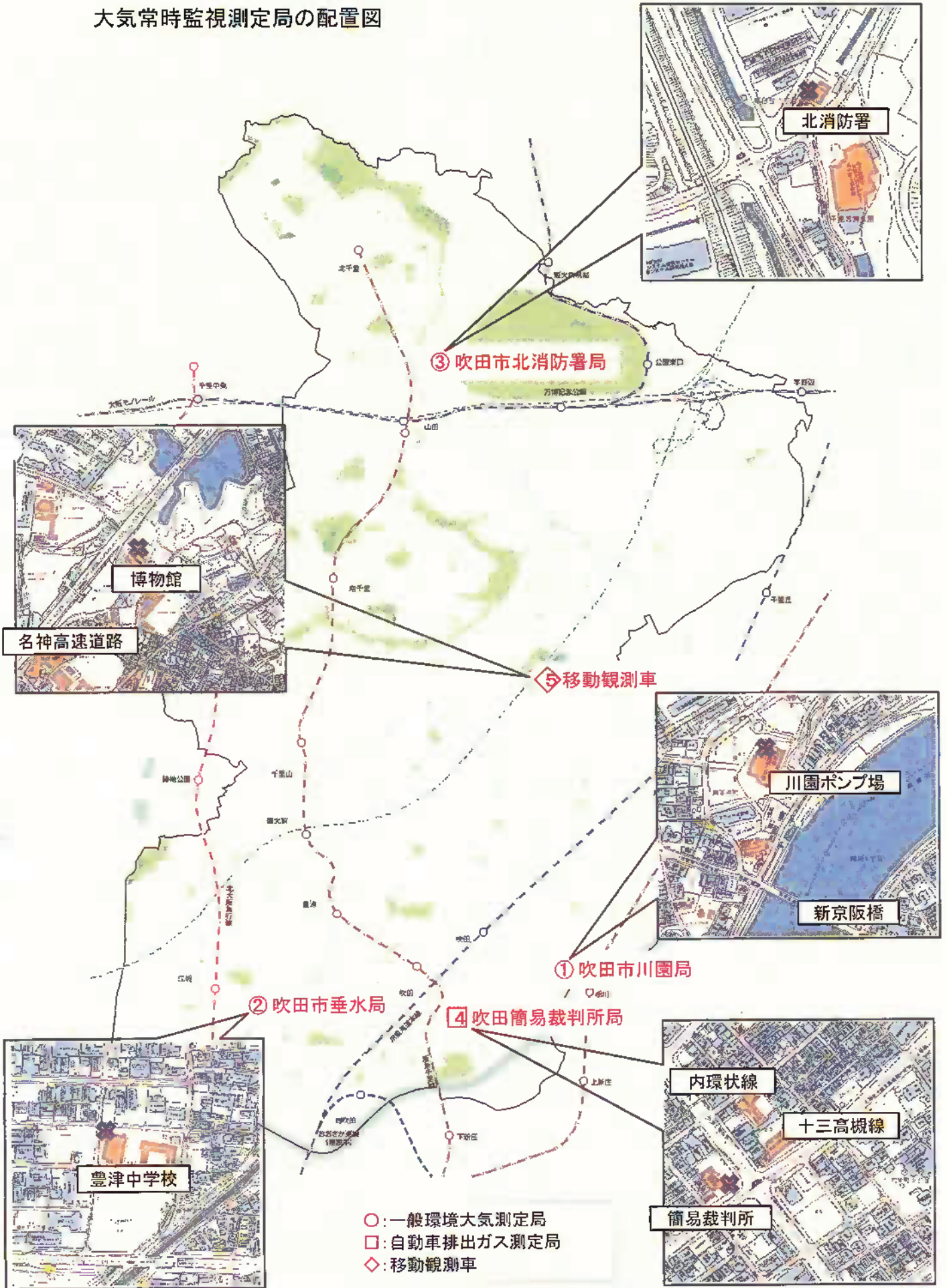
川園局を移設することにより、一般局は北部、中央部、南部にバランス良く配置されます。また、川園局移設によって生じる測定領域範囲外となる地域については、隣接市の測定局のデータ及び本市自排局のデータを活用することにより、移設による影響は、ほとんどないものと考えられます。

以上、今般の移設により、常時監視に係る費用を可能な限り抑え、最も効率的に市全域の大気常時監視体制を構築できると考えています。



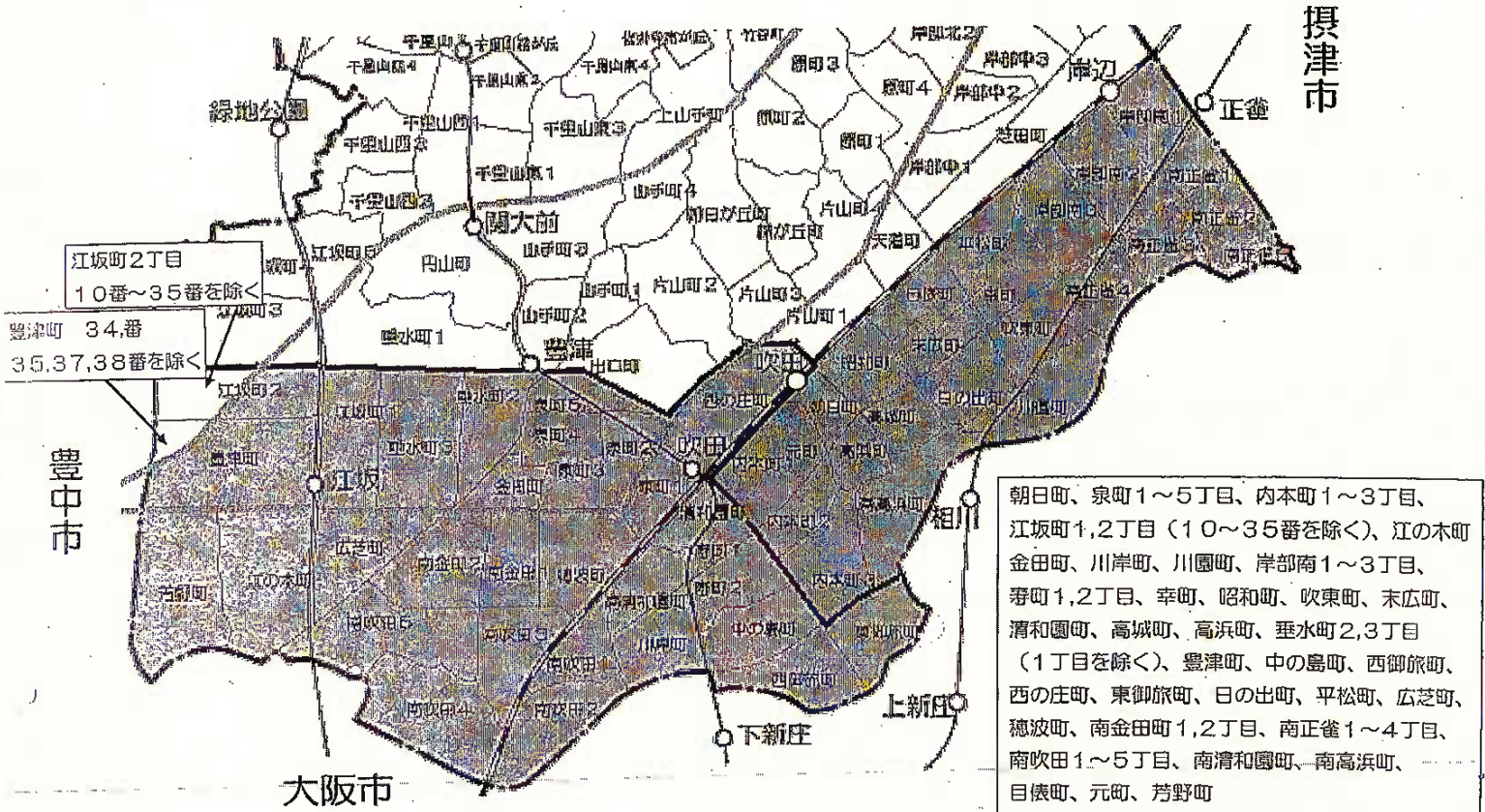


### 大気常時監視測定局の配置図



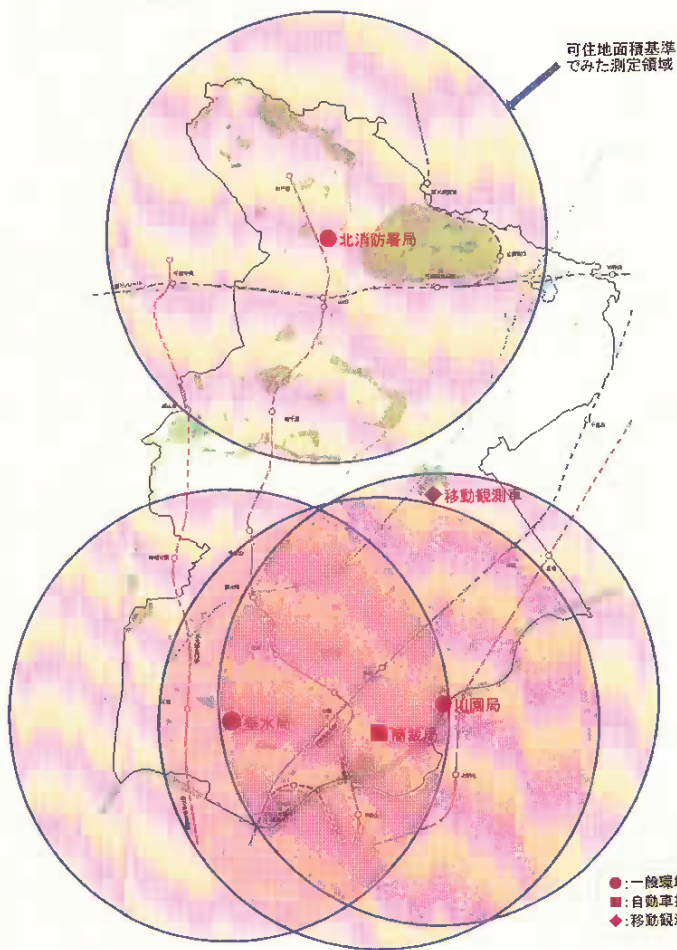
# 公害健康被害補償法

旧公害指定地域（第1種指定地域）

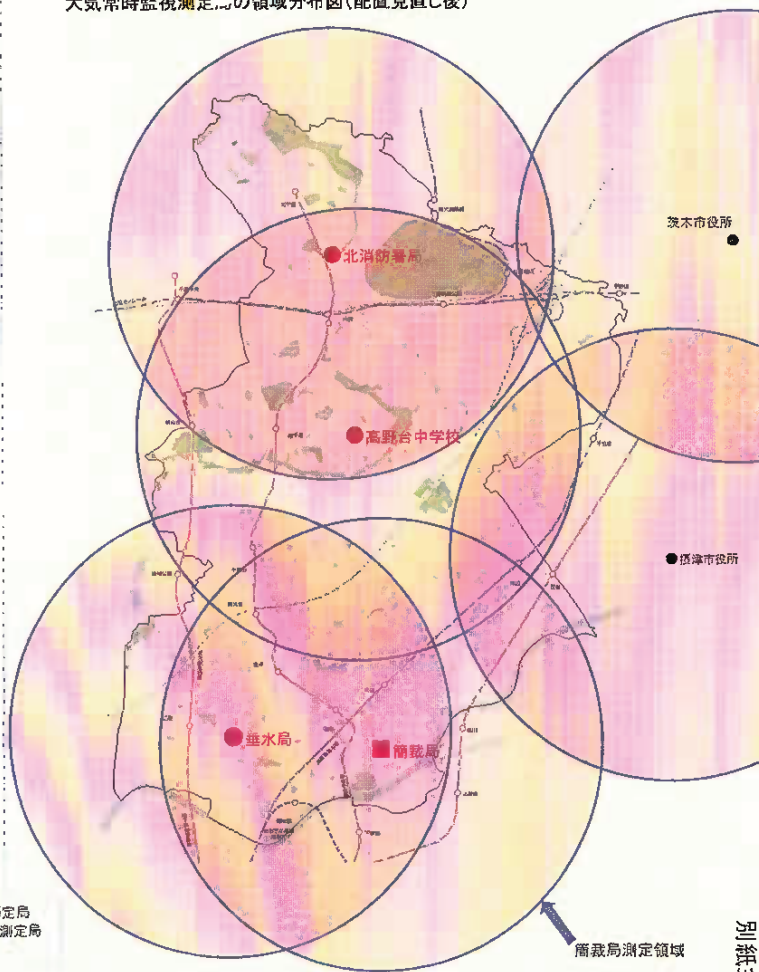


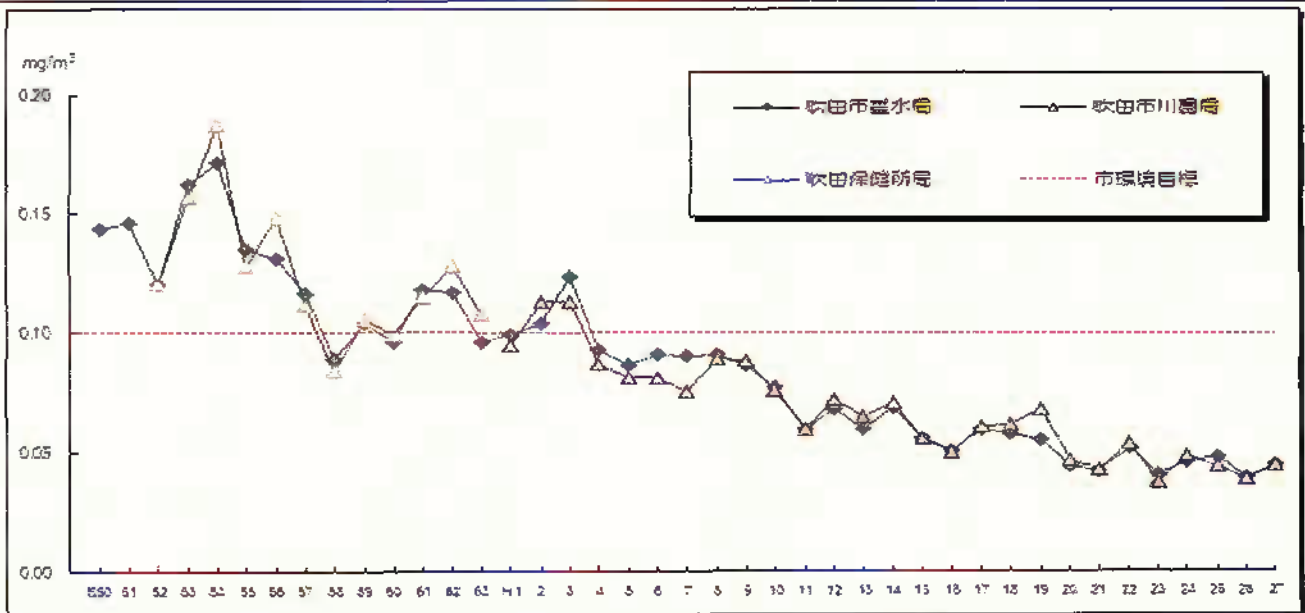


大気常時監視測定局の領域分布図(現在)



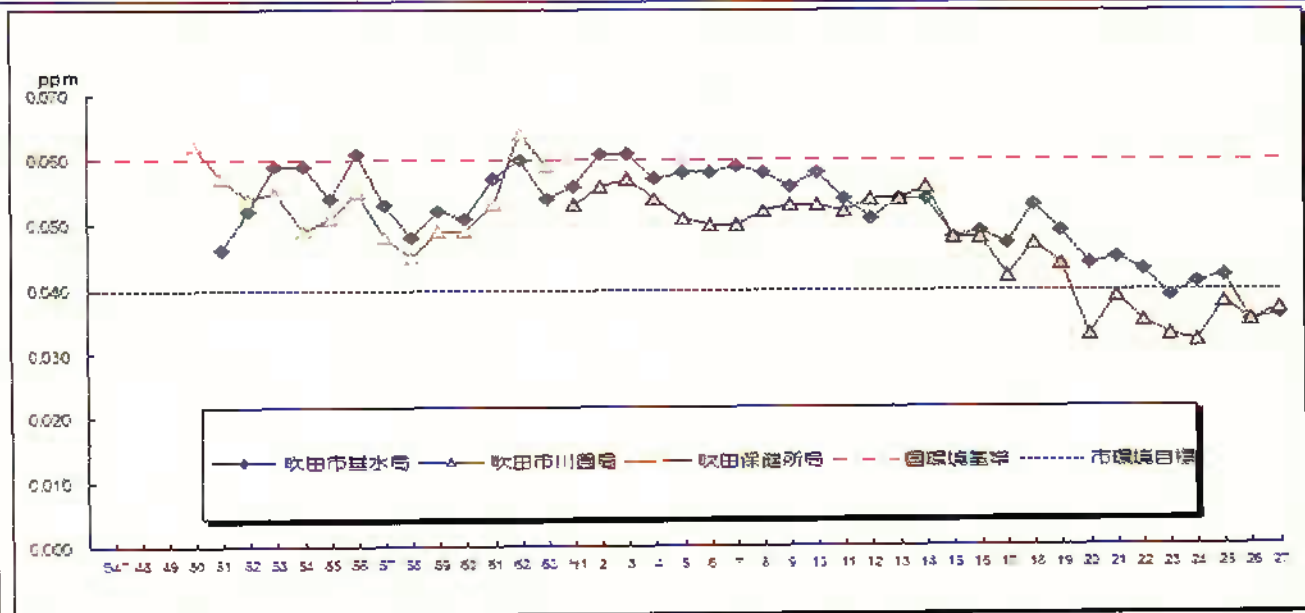
大気常時監視測定局の領域分布図(配置見直し後)



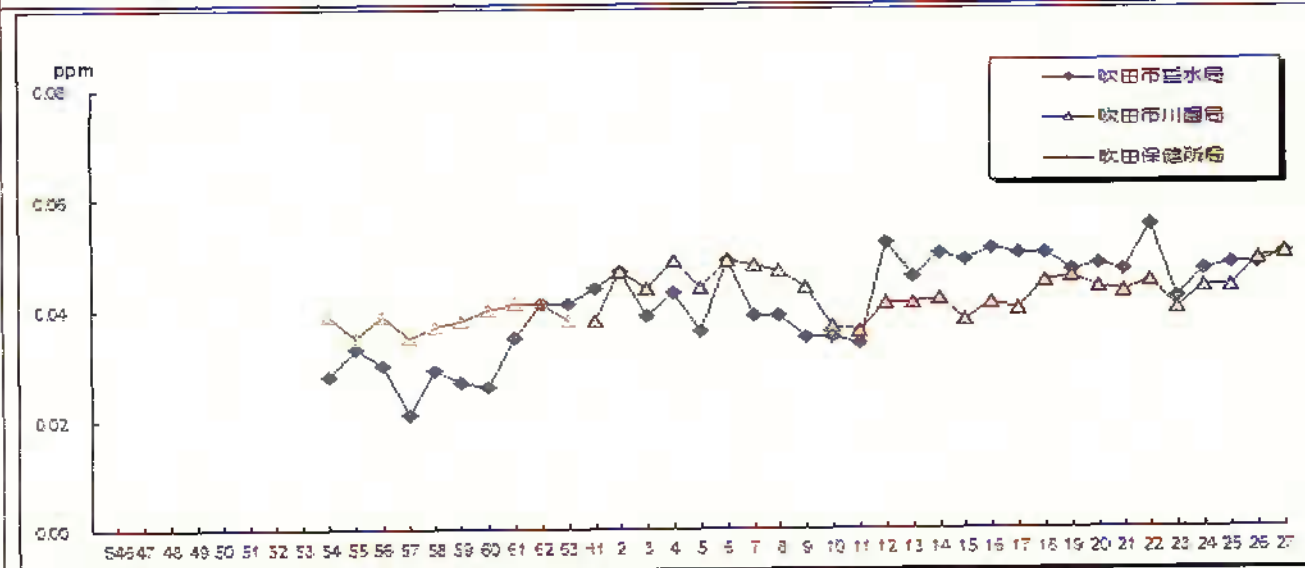


吹田市垂水局と吹田市川園局の経年変化 (SPM 日平均値の 2%除外値)

※吹田市川園局が設置されるまで吹田保健所局により測定していた。



吹田市垂水局と吹田市川園局の経年変化 (NO<sub>2</sub> 日平均値の 2%除外値)



吹田市垂水局と吹田市川園局の経年変化 (Ox 昼間の日最高 1 時間値の年平均値)